

◎新潟県訓令第21号

農 林 水 産 部
農 地 部
土 木 部
交 通 政 策 局
地 域 振 興 局
流域下水道事務所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和59年3月新潟県訓令第13号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から実施する。

令和2年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 工事期間等 (1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 工事を施工しない日又は時間帯を定めた場合の内容</u> <u>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）別記建設工事請負基準約款第1条第1項の設計図書のとおり</u></p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書</p> <p>(略)</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 工事の変更内容は、<u>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）別記建設工事請負基準約款第1条第1項の設計図書のとおりとする。</u></p> <p>4・5 （略） (略)</p> <p>第8号様式（第83条関係） 工事着手届</p> <p>(略)</p>	<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 工事期間等 (1)～(3) （略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 その他 上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書</p> <p>(略)</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 工事の変更内容は、<u>別紙図面及び設計書</u>のとおりとする。</p> <p>4・5 （略） (略)</p> <p>第8号様式（第83条関係） 工事着手届</p> <p>(略)</p>

(略)			
監理技 術者	(略)		
	資格者証交付番号		第 号
監理技 術者補 佐	氏名		生年 月日
	住所		雇用 主名
(略)			
(略)			

(略)		
監理技 術者	(略)	
	資格者証交付番号	第 号
(略)		
(略)		